

総社市告示第62号

総社市障がい者就労移行支援金支給要綱を次のとおり定める。

平成26年5月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市障がい者就労移行支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者が福祉的就労から一般就労へ移行し、自立に向けた生活を営むことを支援するとともに、生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、総社市障がい者就労移行支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、障がい者千人雇用事業の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉的就労 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の9又は第6条の10各号に規定する支援を行う市内事業所で就労することをいう。
- (2) 一般就労 前号に規定する福祉的就労以外の常用の雇用契約に基づく就労をいう。

(支給要件)

第3条 支援金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する者のうち、福祉的就労から一般就労へ移行した者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「支援対象者」という。）に支給する。

- (1) 市から福祉的就労に係る給付を支給された期間が連続して3箇月以上であること。
- (2) 一般就労期間が連続して6箇月以上であり、期間中市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 届出の提出時において、連続して6箇月以上市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (4) 生活保護を受給していないこと。
- (5) 世帯に市税等を滞納している者がいないこと。

(支援金)

第4条 支援金の額は、10万円とし、1人につき1回限りとする。

(届出)

第5条 市長は、支援金の支給に当たり、支援対象者から障がい者一般就労移行届（別記様式）を提出させるものとする。

(台帳の整備)

第6条 市長は、支援金の支給に関し、障がい者就労移行支援金支給台帳を作成し、必要な事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行し、平成25年10月1日以後に福祉的就労から一般就労に移行した者から適用する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

総社市長 様

届出人 住 所 総社市
氏 名

印

障がい者一般就労移行届

私は、福祉的就労から一般就労に移行したので総社市障がい者就労移行支援金支給要綱第5条の規定に基づき届け出ます。

また、支援金の給付のため、総社市が住民基本台帳・市民税課税台帳等により確認を行うことに同意します。

記

- 1 添付書類
事業所の在職証明書、就業証明書、健康保険証など
- 2 支援金振込先指定口座

金融機関名	銀行 店 金庫 農業協同組合 所		
預金種目	1 普通預金	2 当座預金	口座番号
フリガナ			
口座名義人			